

令和7年度等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和7年4月1日現在）

地方公務員法第58条の3第2項の規定に基づき、給料表ごとに、年度当初（令和7年4月1日現在）における、等級等ごとの職員数を公表します。なお、単純労務職員については、この規定は適用されませんが、参考として同様に公表します。

行政職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	主事、技師、保健師、栄養士、社会福祉士、保育士及び教諭の職務	32人	19.5%	主事	19人	50人	30.5%	主事職
				栄養士	1人			
				保健師	2人			
				保育士	4人			
				社会福祉士	1人			
				教諭	5人			
				計	32人			
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事等の職務	18人	10.9%	主事	10人	43人	26.2%	主査職
				技師	0人			
				保健師	2人			
				保育士	3人			
				栄養士	1人			
				教諭	2人			
				計	18人			
3級	主査の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして長が規則で定める職務	43人	26.2%	主査	43人	2人	1.2%	副班長職
				計	43人			
4級	副班長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして長が規則で定める職務	26人	15.8%	副班長	2人	24人	14.6%	主幹職
				主幹	24人			
				計	26人			
5級	班長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして長が定める職務	28人	17.1%	班長	17人	28人	17.1%	班長職
				次長	1人			
				副参事	2人			
				室長	2人			
				保育所の所長	1人			
				水道事業所の副所長	1人			
				園長	2人			
				給食センターの所長	1人			
				公民館の館長	1人			
				計	28人			
6級	課長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして長が定める職務	11人	6.7%	課長	4人	17人	10.4%	課長職
				危機管理監	1人			
				議会事務局の局長	1人			
				選挙管理委員会事務局の局長	1人			
				参事	1人			
				専門官	2人			
				教育次長	1人			
				計	11人			
7級	重要な業務を所掌する課の長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして長が規則で定める職務	6人	3.7%	課長	4人	6人		
				会計管理者	1人			
				水道事業所の所長	1人			
				計	6人			

※再任用職員を含む

単純労務職員の給与に関する規程 給料表

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	1 技能技師の職務 2 技能主事の職務	0人	0.0%			1人	33.3%	主事職
				計	0人			
2級	1 相当の技能又は経験を必要とする業務を行う技能技師の職務 2 相当の技能又は経験を必要とする業務を行う技能主事の職務	1人	33.3%	技能主事	1人			
				計	1人			
3級	1 高度の技能又は経験を必要とする業務を行う技能技師の職務 2 高度の技能又は経験を必要とする業務を行う技能主事の職務	0人	0.0%					
				計	0人			
4級	1 技能主任の職務又はこれに相当する業務を行う職務	2人	66.7%	技能主任	2人	2人	66.7%	主任職
				計	2人			

※再任用職員を含む